○外務省告示第九十二号

平成二十五年三月十一日にサントドミンゴで、ドミニカ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がドミニカ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　佐藤宗一在ドミニカ共和国大使

ドミニカ共和国側　カルロス・モラレス・トロンコソ外務大臣

平成二十五年三月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十三号

平成二十五年三月十三日にラバトで、モロッコ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　柳谷俊範在モロッコ大使

モロッコ側　サアッディン・エル・オトマニ外務・協力大臣

平成二十五年三月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十四号

平成二十五年三月十三日にラバトで、モロッコ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　柳谷俊範在モロッコ大使

モロッコ側　サアッディン・エル・オトマニ外務・協力大臣

平成二十五年三月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第八十五号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十五年二月財務省告示第二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

三十七中「一ボリバルにつき本邦通貨一九円」を「一ボリバルにつき本邦通貨一三円」に改める。

○文部科学省告示第五十五号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の三十四において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録資格講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百十条の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月二十八日

文部科学大臣　下村　博文

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
財団法人電子科学研究所	大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目三番六号	氏名又は名称を一般財団法人電子科学研究所とすること	平成二十五年四月一日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号及び大阪府大阪市西区靭本町一丁目九番一五号	資格講習業務の内容を放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者講習、同条第三項の第二種放射線取扱主任者講習及び同条第四項の第三種放射線取扱主任者講習の実施に関する業務とすること	平成二十五年四月一日

○文部科学省告示第五十六号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の四十において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録定期講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百二十一条の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月二十八日

文部科学大臣　下村　博文

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
財団法人電子科学研究所	大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目三番六号非破壊検査株ビル五階	氏名又は名称を一般財団法人電子科学研究所とすること並びに住所及び定期講習業務を行う事業所の所在地を大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目三番六号とすること	平成二十五年四月一日

○農林水産省告示第七百六十六号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第九十四条第一項の規定による株式会社商品取引所の許可の失効があったので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年三月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　商品市場を開設していた者

株式会社東京穀物商品取引所

二　上場商品

農産物（米穀、大豆（一般大豆）、大豆（Non－GMO大豆）、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆及びロブスタコーヒー生豆をいう。）及び砂糖（精糖及び粗糖をいう。）

三　公示することとなった事由

商品先物取引法第九十四条第一項の規定による株式会社東京穀物商品取引所の許可の失効があったため。

○農林水産省告示第七百六十七号

次の地すべり防止区域の地すべり防止工事が完了したので、地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省・建設省令第一号）第七条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　工事の区域

新潟県風口地すべり防止区域（平成十七年三月三十一日農林水産省告示第六百四十八号による指定）

新潟県浦ノ山地すべり防止区域（平成十七年三月三十一日農林水産省告示第六百四十八号及び平成十八年九月二十五日農林水産省告示第千二百七十七号による指定）

新潟県冷子沢地すべり防止区域（平成十七年十二月十九日農林水産省告示第千九百四十六号による指定）

新潟県朝日地すべり防止区域（平成十九年五月九日農林水産省告示第六百十四号による指定）

二　工事完了の日

平成二十五年三月二十八日

新潟県下屋敷地すべり防止区域（平成二十二年三月十五日農林水産省告示第四百三十五号による指定）

○農林水産省告示第七百六十八号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十五年度において型式検査を行う農機具の種類を次のとおり定めたので、公示する。

平成二十五年三月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

動力噴霧機（走行式）（ブームノズルを有するものに限る。）

農用トラクター（乗用型）（機関出力が25馬力以上250馬力未満であって、車輪式又は走行部がゴム製の装軌式のものに限る。）

スピードスプレヤー

コンバイン（自脱型）（種子用のものを除く。）

田植機（乗用型）（土付き苗用のものに限る。）

農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム

ポテト・ハーベスター

ビート・ハーベスター

コンバイン（普通型）

野菜移植機（土付き苗用で、苗の供給が自動式のものに限る。）